

選 択 約 款

季時別 12 バリュープラン（北陸電力エリア）

2024 年 11 月 1 日実施

株式会社グリムスパワー

本 則

1 適用

- (1) この選択約款の季時別 12 バリュープラン（北陸電力エリア）は、当社が別途定める電気供給約款[供給電圧が低圧のお客さま用]（以下「基本約款」といいます。）の従量電灯の適用範囲に該当し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、基本約款とあわせて適用いたします。

2 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、基本約款別表 5（契約容量の算定方法）(1)により算定された値といたします。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

3 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 8 時までの時間をいいます。ただし、別表 1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ ウィークエンド時間

別表 1（休日等）に定める日の午前 8 時から午後 8 時までの時間をいいます。

ハ 夜間時間

昼間時間およびウィークエンド時間以外の時間をいいます。

4 料金

料金は、基本料金、電力量料金および基本約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計といたします。なお、燃料費等調整額は、基本約款の別表 2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額と、基本約款の別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額と、基本約款の別表 4（卸電力調整）により算定された卸電力調整額、および容量拠出金負担額の合計とし、料金表に定める基準単価・係数等は当社バリュープランの定めを適用いたします。

- (1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、ま

まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,255 円 00 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	302 円 50 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	37 円 48 銭	37 円 48 銭

ロ ウィークエンド時間

1 キロワット時につき	32 円 45 銭
-------------	-----------

ハ 夜間時間

1 キロワット時につき	25 円 90 銭
-------------	-----------

5 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として、記録型計量器により 30 分単位で計量するものとし、各時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

6 その他

その他の事項については、基本約款の従量電灯にかかわる規定によります。

附 則

1 この選択約款の実施期日

この選択約款は、2024 年 11 月 1 日から実施いたします。

別 表

1 休日等

この選択約款において、休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。



2024年11月1日
株式会社グリムパワー
